

県北広域振興局長告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大野土地改良区（九戸郡洋野町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年6月16日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

1 就任

理事

長谷川 一 雄 九戸郡洋野町阿子木第18地割37番地

2 退任

理事

長谷川 寛 一 九戸郡洋野町阿子木第18地割37番地 3